

2022 事協第 28 号

2022 年 7 月 19 日

特 別 会 員 殿

一般社団法人全国銀行協会
事務・決済システム部

令和 4 年 7 月 14 日からの大雨による災害等に対する
手形交換に関する特別措置について

宮城県銀行協会から、標記の災害に伴う手形交換に関する特別措置を下記のとおり実施するとの通知がありました。

これに伴い、平成 8 年 3 月 19 日付外事第 22 号「災害時における手形交換に関する特別措置等について」にもとづき、全手形交換所において、同災害のため呈示期間が経過した手形について、手形交換に関する特別措置 1（災害のため呈示期間が経過した手形の交換持出）および特別措置 2（特別措置 1 により持ち出された手形の決済）を当分の間実施することとなりますので、特別会員におかれましてもご対応方よろしくお願い申し上げます。

各道府県手形交換所協議会幹事協会におかれては、傘下手形交換所に対し、本件の連絡方よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

記

1. 特別措置を実施する手形交換所

(1) 仙台手形交換所

災害救助法が適用された地域：

宮城県宮城郡松島町

(2) 古川手形交換所

災害救助法が適用された地域：

宮城県大崎市

2. 実施期間

2022 年 7 月 15 日（金）から当分の間

以 上

【本件照会先】事務・決済システム部 田中、武藤 TEL03-6267-7525